

## 内 訳 書

制度	区分		1人当たり委託料単価※1 (消費税含む)		支払条件	
			個別健診	集団健診 (施設型)		
国保	特定健康診査	基本的な健診の項目		8,885円	7,349円	健診実施 後に一括
		詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	210円	168円	
			心電図検査	1,300円	1,040円	
			眼底検査	1,120円	896円	
		血清クレアチニン検査及び eGFR	0円 ※2	0円 ※2		
追加健診	血清クレアチニン※3・血清尿酸		128円	116円		
後期	健康診査	基本的な健診の項目		8,885円	7,349円	健診実施 後に一括
	追加健診	血清クレアチニン・血清尿酸		128円	116円	

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

甲に請求する金額は、自己負担額を差し引いた金額とする。

委託料は実施機関の実施形態による。

健康増進法に基づく健康診査の委託料単価は、74歳以下は「国保」、75歳以上は「後期」を適用する。

※2 血清クレアチニン検査を実施した場合、その費用は基本項目に含まれるため、追加費用は発生しない。

※3 「詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）」で血清クレアチニン検査を実施した場合、血清尿酸のみ追加健診で実施する。

# 個人情報取扱注意事項

## 1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

## 2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

## 4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

## 7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。